

政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する
特別委員会会議記録

1. 日 時 平成 27 年 10 月 2 日(金) 午後 1 時 30 分

1. 場 所 第 5 委員会室

1. 出席委員

委 員 長	松 井	努
副 委 員 長	越 川	雅 史
委 員	高 坂	進
〃	鈴 木	雅 斗
〃	三 浦	一 成
〃	ほそだ	伸 一
〃	石 原	よしのり
〃	西 村	敦
〃	佐 藤	ゆきのり
〃	金 子	貞 作
〃	宮 本	均
〃	稲 葉	健 二
〃	加 藤	武 央
〃	秋 本	のり子
〃	堀 越	優

1. 欠席委員

な し

1. 会議に付した事件

- (1)委員会として尋問すべき事項について
- (2)小泉文人氏からの申し出について
- (3)鈴木啓一氏に出頭を要求する日時について
- (4)7月17日の鈴木雅斗委員の議事進行に関する件について

会 議

午後 1 時30分開議

○松井 努委員長 ただいまから政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する特別委員会を開きます。

○松井 努委員長 まず、本特別委員会として尋問すべき事項について御協議願います。

来る10月9日の本委員会に証人として小泉文人氏の出頭を請求しております。同氏に対しては、最初に委員長から本委員会としての共通事項を尋問します。お手元に尋問事項案を配付しておりますので、御意見を伺いたいと思います。目を通していただきたいと思います。

それでは、御意見を伺いたいと思います。何かございますでしょうか。

佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 委員長による共通尋問事項ということで、最初にこれを委員長が質問するわけですね。その後、そのほかに委員がまた質問もできるわけですか、追加で。

○松井 努委員長 お答えいたします。皆様のほうに、お手元にあるのは共通の尋問の事項でございます。そして、皆様からいただいた、最終的に集計したものに付きましては、それぞれの委員の名前が書いてあるものがございます。ですから、私が共通事項で質問したその後に、皆様のほうからまた質問等がございましたらしていただくというふうになります。

ほかにもございますでしょうか。

金子委員。

○金子貞作委員 委員長が共通事項を質疑して、その後順番はどういう形になるんでしょうかね。発言の順序としては。

○松井 努委員長 今のところ、こちらに書いてある、私のほうにも皆様のほうからいただいている質疑の内容、尋問の内容はございますので、最終的に私のほうでまた目を通させていただいて、公平に、時間内に皆様に質問が行くようにしたいと思っておりますけれども、特別順番であるとか、今のところ何分とか、そういう具体的なところまでについてはまだきちんと決めておりませんが、もし皆さんのほうからの御要望等があれば、例えば時間を置いてその時間内にやったほうがいいのか、そういう意見があればまたお伺いしたいと思いますけれど

も。

以上です。

○金子貞作委員 委員長が共通尋問して、これを1回だけですよね、委員長が聞くのはね。

○松井 努委員長 そうです、1回だけです。

○金子貞作委員 それをさらにもっと深く聞きたいという場合には、その辺がどうなるのかなというのを。

○松井 努委員長 では、もう1度確認させていただきますけれども、私のほうの認識といたしましては、共通事項の尋問をさせていただきます。ただし、委員長といたしましても、その後に再度もう少し聞きたいとか、掘り下げて聞きたいとか、そういう尋問の仕方はしないと思います。1度尋問をして証人が答えましたら、それで終わりですね。ですから、一応委員におかれましても、どうしてもこれだけ聞きたいということがあれば別ですけれども、委員長が聞いたようなことについてまた重複して聞くようなことは、なるべく避けていただいたほうがいいのかなというふうに思っております。

金子委員。

○金子貞作委員 重複は当然避けないといけないと思うんですが、委員長が聞いて、もう少し別の角度から伺いたいという場合を言っているんですけれども。

○松井 努委員長 それは構わないと思います。そのとおりで結構だと思います。

ということでございますので、私が聞くことは、皆様からいただいた通告の中の共通事項、共通していることを聞くわけでございますので、それぞれの委員の皆様がその後に質疑をして、尋問していただくことについてはそのとおりで結構だと思います。

それではお諮りいたします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 秋本委員。

○秋本のり子委員 今拝見したんですけれども、私たちの関係する年度の23年度については触れていないんですが、これについての扱いはどういうふうになっているのでしょうか。

○松井 努委員長 ですから、一応共通のことだけで尋問するわけですから、秋本委員のほうは23年度について尋問したければ、秋本委員のほうから尋問していただきたいということになります。

○秋本のり子委員 では、この年度にこだわらないでいいということですね。

○松井 努委員長　　こだわられません。これ以外のことにつきましては、各委員のほうで通告してある範囲のことについては何なりと聞いていただいて結構でございます。

○秋本のり子委員　　はい、わかりました。

○松井 努委員長　　ほかにありますでしょうか。

石原委員。

○石原よしのり委員　委員長による共通尋問事項に対して、委員長が再質問は余りしないとおっしゃっていたので、その再質問をしたいという場合はこの項目を最初に私たちが出した中で出した委員しか聞けないということですか。それとも、どなたでも、それじゃちょっと不十分だなといったときの再質問は、この共通尋問についてはできると考えてよろしいですか。

○松井 努委員長　　いや、一応通告制になっておりまして、私のほうのデータの中にもそれぞれの委員の名前が書いてございます。ですから、一応御自分たちが通告をした範囲の中での質問にさせていただくということにさせていただきたいと思えます。ですから、違う方が尋問したと。ただ、自分は通告していないんだけどもっと掘り下げて聞きたいということにつきましては、避けていただきたいということでもあります。

原則的にはそういうことでございますけれども、一応私のほうが判断をして、どうしてもそれはやむを得ないだろうというようなことがあれば、それについては尋問を許す場合もあるということだと思います。

○石原よしのり委員　　わかりました。

○松井 努委員長　　稲葉委員。

○稲葉健二委員　　形的なことを教えていただきたい。今、この共通尋問事項が、最初から終わりまで全部終わらせてから各個人が、これに共通事項じゃないものに入るんですか。

○松井 努委員長　　そういうことです。

○稲葉健二委員　　というふうに捉えていいですか。

○松井 努委員長　　そうです。全部私が、1度全部終わった後に、各委員の尋問はしていただきたい。

○稲葉健二委員　　だから再質問、先ほどの秋本委員が言われているのもそうですけれども、この共通尋問が全て終わった後に自分が残っているものに、通告したものに入ればいいということで考えていい。

○松井 努委員長　　そういうことです。結構です。

加藤委員。

○加藤武央委員 今の理解はするんですけども、今、委員長は最初に1人1人の時間を制限しないか考えるということなんですけれども、この共通尋問は一通りするだけでも相当なあれがあるので、1時間は軽く超えるのかなと思うんですけども、その後に皆さんが質問に入ってくるとなると、4時間ということですが、延長は考えていますか。

○松井 努委員長 延長は考えておりません。

○加藤武央委員 としたら、1人1人の時間はある程度制限しないと。

○松井 努委員長 わかりました。

それでは、議事整理権は委員長の私にありますけれども、皆さんのほうで公平を期するためには時間も平等に使うべきであるというようなことであれば、前もって、まだ時間がありますから、時計を設置して時間制でやるとかいうことも可能ですけれども、その辺の御意見はいかがでしょうか。

ちょっと待ってください、一応とりあえず、大分ちょっと論点がずれておりますので、とりあえず私の共通事項について、この原案でいいかどうかだけ先にちょっと決を。

高坂委員。

○高坂 進委員 委員長が聞くのは、これは総括みたいに一遍に聞くんですか。それとも、一問一答でずっと聞いていくんですか。

○松井 努委員長 それはもう一問一答式に、聞いたら答えていただく、聞いたら答えていただくということになりますね。総括じゃありません。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 鈴木です。こちらの文章のとおり読み上げるのでしょうか。それとも原稿か何かで、あるいは詳細に申し上げて尋問するののかという点に関してちょっと気になりましたので、質問させていただきます。

○松井 努委員長 この共通事項の書いてあることについてですね、私が尋問するやつですね。

○鈴木雅斗委員 はい。

○松井 努委員長 このとおりに読み上げて、私は尋問はさせていただきたいと思っております。

○鈴木雅斗委員 ありがとうございます。

○松井 努委員長 言葉の使い方は、どのように張ったのかと、そういう言い方じゃなくて、最終的にはいつ、どのように張られたのかというふうな形の中

で、このとおり一言一句このようにということじゃなくて、最後の字句は普通に話をさせていただくというふうに。(鈴木雅斗委員「口語」と呼ぶ) そうですね。

○鈴木雅斗委員 わかりました、ありがとうございます。

○松井 努委員長 それでは、ほかはないようでしたら、それではお諮りいたします。本委員会として共通して尋問する事項は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○松井 努委員長 挙手全員であります。よって原案のとおり決しました。

それでは、今の件につきましてはもう可決していただきましたので、時間制の導入、私の共通の尋問以降の時間制あるいは各委員の皆さんの尋問のそういう方法とか順番とか、そういうことについては審議をしたほうがよければ審議をさせていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

[発言する者あり]

○松井 努委員長 皆さんもそれでよろしいですか。

それでは、特別こちらのほうも案はありませんので、皆さんの御意見を聞きたいと思います。どういう方法がよろしいでしょうか。

金子委員。

○金子貞作委員 外環特別委員会みたいに大会派順から、それぞれ複数出ているところもありますし、1回、大会派が1人やったら次は別の会派とか、そういう形で1人15分程度で、外環特別委員会のような感じでいいんじゃないかと思えますけれども、どうでしょうか。

○松井 努委員長 1人15分ですか。15分で人数掛けたらどうなりますか。

[越川雅史副委員長「会派って言った……」と呼ぶ]

○松井 努委員長 会派、会派でいいんですか。例えば、共産さんが2人出たら、とりあえず1人でいいですか。公明党さんが3人出たら、最初は1人ということですか。

○加藤武央委員 私がちょっと言ったのは、この件、委員長が全部1問1問やっていただきますね。さらにということで、疑義がある方は質問する。23年度の方はまた再度入ってきますよね。今これを見ていると、項目がいっぱいあって、委員がいっぱい質問しているじゃないですか。ですから、変な話、私たちは余りないじゃないですか。だから、1人15分なら15分限度を与えていただいて、(発言する者あり) いや違う、俺は例としてだよ。今、1時間以上かかるんですよ、委員長だけで。残り3時間のうち、休憩も入るんでしょう。そうすると、皆さんが、

手を挙げた人たちが全員、ここに報告した人が全員やるとしたとしたら、延長になってしまうんじゃないかということで、ある程度時間を制限したほうがいいんじゃないですかということです。

○松井 努委員長 今、ざっと計算してもらいましたら、私を除いて1人15分でやりますと3時間半かかるそうです。ですから、ちょっとそれは無理なことでありまして。

〔「やらなくてもいいんじゃないの」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 やらなきゃやらないでも構いませんし。

〔「それであっても事前に通告……」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 そうですね。

○加藤武央委員 そういうことだよ。ほとんど俺たちのはないけどさ。皆さん言った人はやりたいわけでしょう。だから、通告制にしないと時間もおさまらないし。

○松井 努委員長 10分で14人だと140分か。2時間20分。

〔越川雅史副委員長「往復ですから。往復で10分て」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 私のやつも、大体1時間以上かかるんでしょう。1時間じゃ終わらないよな。1時間以上かかるよね。じゃ、5分か最初。5分はかかってもらって。5分やって。

〔越川雅史副委員長「往復ですからね」と呼ぶ〕

〔「1回休憩にしませんか」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 ごめんなさい、ではちょっと休憩させていただきます。自由に発言いただきたいので、一旦休憩します。

午後1時44分休憩

午後2時3分開議

○松井 努委員長 それでは再開いたします。

まず最初に、一問一答というのは、本会議あるいは委員会におきましては決定事項でやっていることなんです。常任委員会、決算特別委員会ではそのとおりなんですけれども、この委員会におきましては特別規定がございませんので、一問一答式ということを採用することについて、皆さん御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 それでは、それはそのように進めたいと思います。

次に、一応1人、今まで意見がたくさん出ましたけれども、答弁を含めて1人10分というふうにしていただくと。

○越川雅史副委員長 1人10分で、ただ、答弁中に10分が来たからって答弁をとめるというのもあると思いますので、10分前に最後の質問を投げて、答弁して、答弁次第で、答弁が10分15秒かもしれないし、30秒かもしれないし、そこはそういう理解でいいですよ。10分となっちゃったら答弁やめてくださいという話だと。原則の目安ということですよ。

○松井 努委員長 ちょっと待ってください。ちょっと待ってくださいね。一応は私が言うことを言ってから意見をもらいます。

今、委員長としましては、1人10分で時計を置かせていただきます。一応、本議会場でもそうですけれども、もう赤ランプがついたらおしまいになるわけですから、一応それがピツときた段階で、すいませんが終わりだというふうにして認識していただきたいんです。例外を認めて、答えていることについて、質問していることについて答え終わるまでということになりますと、それが30秒、1分、またオーバーしちゃってもいけませんので、できましたらそれを目安に、見えるんだよね、確か。時間は見えるんでしょう。大きいのを用意すると。ですから、一応大きい時計を用意しますから、その時計を見ていただいて、10分の中でおさまるようにしていただくと。答弁も入れてですね。ということにしていきたいということですね。

次に、順序は、外環あるいは特別委員会と同じようにドント方式ということで大会派順から行って、例えば、創生市川さん行って、公明さん行って、順をこれですってって、その人数の案分でやりますので、それについては事務局のほうで順番を決めてもらえますか、あらかじめ。

〔事務局「次回に」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 次回のときね。では、次回までに順番は決めてもらうようにしたものを皆さんのほうに配付させていただきますので、その順番にのっとなってやっていただくと。

金子さん。

○金子貞作委員 それでいいんですけれども、例えば、先ほど私言いましたけれども、うちは2人いるから、例えば私が10分やって、また次の順番で私をもっと聞きたいと。例えば、高坂だったら高坂が会派の中で20分できるというようなことも、それは構わないですよ。その辺はどうですか。

○松井 努委員長 要するに、2人いると。2人合わせると20分あるんだけど、金子さんは5分で高坂さんが15分でもいいかということですか。

○金子貞作委員 例えば、1人10分ずつやるでしょう。順番が来たとき、日本共

産党さん、高坂さんが先に質問して、2回目も高坂さんがやるということではできるのか。

○松井 努委員長 会派の枠内でやる分には、同じ人間が時間の中で重複することについて可能かということですね。それはいかがでしょうかね。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 例えば、金子委員が5分やって、高坂委員が15分やるということが例えばの例ですということになりますかね。

○松井 努委員長 ちょっと待ってくださいね。それじゃないですよ。あくまで今おっしゃっているのは、1人が5分やって、自分の分が5分残っているから次やるときは15分でいいということじゃなくて、逆に、もう最初から金子さんはやらないで、共産党さんの番が来たら高坂さんが10分やって、またその後に来て、もう10分のときにまた高坂さんがやるということをお認めるかということですよ。ということですよ、それでいいんですね。枠の中ということですね。

○金子貞作委員 会派の枠の中で、そこは2人いれば会派で見るという。

○松井 努委員長 ということで、鈴木さん。どうですか。

○鈴木雅斗委員 ということは、仮に通告に出していない質問であったとして、例えば、うちの会派ですと稲葉委員が出していた通告を加藤委員がやる、私がやるということもよろしいということですか。

○松井 努委員長 だから、申しわけないんですけども、拡大解釈しちゃうとそうなんですよ。今、百歩譲って金子委員のほうから出た各会派ごとに最終的には割り振りみたいなものですから、金子さんはやらないで、金子さんの分のときにも共産党さんといったら高坂さんがやりましたと。また共産党さんといったらまた高坂さんがやりましたということは認めましょうと。ただし、それはその人が通告をしている範囲の中のことについてというふうにしてもらわないと話がおかしくなりますから、鈴木委員、それでいいですね。通告をした中での、自分が通告を……。だから、3人で通告している分については構わないんですよ。おたくの場合にはいいんですよ、3人で通告しているんだから。でも、創生市川の場合にはいいんですけども、ほかの会派の場合には、名前が個人で通告している場合には、個人が通告していることについては個人でやってもらわなきゃ困るということ。それでいいですね。

今のことでまとめますけれども、会派ごとということになりますので、同じ人間が例えば20分、30分の中でやることについては可であるということですよ。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 それともう1つ、同数会派の場合は、5人会派の方が結構いるようですので、くじ引きによって決めさせてもらうということによろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 次に、小泉文人氏からの申し出についてであります。

小泉氏から、10月9日の証人尋問に当たり、補助者の同伴の意向が示されており、それを踏まえて、先般、私委員長に申し出が2点ございました。

1点目は、補助者の資料の持参についてであります。2点目は、補助者を補佐する者の同伴についてであります。いずれも本委員会の運営要領に規定されていない事項でございますので、運営要領14の、その他、運営上必要な事項について疑義が生じた場合は、委員会において協議するにのっとり御協議をいただきたいと思えます。

わかりやすく言いますと……。まず、御意見を聞きましょう。

ごめんなさい、まず、小泉文人氏から意向の示されている補助者の同伴についてであります。運営要領では、証人の補助者同伴の申し出がある場合は、証人は、補助者同伴願を提出し、委員会の許可を得ると規定されております。正式な補助者同伴願はまだ提出されておきませんが、提出された場合、許可することによろしいでしょうかということなんです。

つきましては、どういうことかと申しますと、皆様の運営要領の中にありますように、この資料につきましては何もうたわれていないんですね。当然、証人は資料を見ながら証言をするということは禁止されておりますのでそれはだめなんですけれども、補助者は資料を持ち込ませてもらいたいというようなことなんですけれども、それにつきまして、まず最初に協議を願いたいと思えます。

加藤委員。

○加藤武央委員 今、10分割り当てという時間の割り当てがありましたよね。だから、それを少しでも早く小泉氏が答弁できるような体制をとるべく、書類等のあれを補佐を入れるということ聞いていますので、私はぜひともお願いしたいと思えます。時間短縮のためにもね。

○松井 努委員長 ほかにございますでしょうか。

秋本委員。

○秋本のり子委員 こういうふうに通問事項とかも小泉氏の手元には入るわ

けですし、御自身のことが聞かれるわけですから、私は必要ないと思います。

また、同伴される補助となる方の、何か資格とかそういうものをお持ちの方、また、それによっても、またその条件によっても変わってくると思います。

○松井 努委員長 ほかにございますでしょうか。

三浦委員。

○三浦一成委員 今秋本委員もおっしゃっていただいたのと同様なんですけれども、原則としては、補助者はまず1人しか認められていないというところなので、私も1人のほうがよろしいというふうに考えています。

そして、いろいろな事情を鑑みて、もう1人補助者をふやしたいということであれば、その方も弁護士資格を例えば有する者なのか、例えばパラリーガルとか、そういう事務員の方なのかどうかというのも、それも先ほど秋本委員もおっしゃっていましたが、そこも勘案すべき事項だろうと私は考えています。

以上です。

○石原よしのり委員 今の規定の10項目めの⑧、⑨、証人は記憶に基づいて証言することとし、資料等の持参は認めない。結局、資料を見ながら答えるというのは前提にはしていないわけですね。それは、資料を持ち込むこと、資料を操るために補助者、弁護士を頼むということが本当にいいのか、よく話さなきゃいけないかなど。

それから、弁護士に相談するというのは、こういう発言をして私は大丈夫なんだろうか、要するに、何か罪に問われないんだろうかというのを多分聞くのが補助者という意味ではないかと私は思うのです。そういう意味では、かなりこれを認めるとなるとどういう理由と、皆さんがそれを納得するかがないと、やはり簡単にはなかなかいいとは言えないんじゃないかなど。意見として申し上げます。

○松井 努委員長 私に対する申し出の内容についてももう少し詳しくお話をいたしますと、補助者は、当然皆さん御存じのように、補助者は発言ができません。証人のみが発言をするわけでありまして、日時であるとか、領収書であるとかということについては、そういうものがなければ、証人が全て覚えているかどうか分からないということが証人からの申し出でありまして、なおかつ、また補助者の補助者をつけたいというのは、相当な膨大な内容ですので、あらかじめ質問が出たら、尋問が出た段階で1人がまた調べて、それについて渡して、先ほど加藤委員が言いましたけれども、なるべくスピーディーにお答えをしたいということを含めて、何とか2人でできないでしょうかというふうな話しぶりでもございました。

ですから、おっしゃっているように、証人は資料を見て、持ち込んだらいいな

いわけですので、おっしゃっているように、ただ、百条委員会の勉強をさせていただいた中でもそうでしたけれども、証人にとって不利益なこととかいろいろなことにつきましては、証人は答えなくてもいいというようなことも書いてあるわけですし、いろいろ考えていきますと、まあなるべく答えていただきたいということであるならば、資料を見ていただいて正確に答えていただいたほうが、より正確な委員会になるのかなというふうに私は思います。

そういったことで、一応私のほうも小泉氏からの申し出について事務局と相談をしたというようなことでありますので、原則論から言えば、証人1人に対して補助者1人ということ、それ以外だめですよということ、切ってもよかったですけれども、そういうような経緯であります。

また、それを踏まえて、ほかに違う御意見の方はいらっしゃらないですか。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 私は、本人の御意思を尊重した上で、委員会に諮った上で、やはり本人も答えやすいような環境を整えた上で、やはり最善の状況でやっぱり答えを導き出すということが必要なのではないかというふうに思います。

○松井 努委員長 ほかに。

高坂委員。

○高坂 進委員 今の話で言うと、正確な、例えば日付とか、例えば数量とか、そういうことで正確な証言をしたいのという意味でということなんですか。

○松井 努委員長 そういうことですね。

○高坂 進委員 そうすると、要するに、補助者がいて、ここからこっちへ行くという、どういうあれでやるのか知りませんが、相当やれることを限定してあげないと、今言ったような日付とか、数量とか、そういう形で限定をしてやるということ、考えていいのかな。

○松井 努委員長 皆さんから通告いただいた尋問の内容を見ましても、今高坂委員がおっしゃったようなことに多分なると思いますね。数値であるとか日にちであるとか、そういうことが定かではないから、それはいつだったとか、あるいはここで言いましたように、例えば切手を誰が、いつ、どのように張ったのかということについて、全部きちんと明確に覚えていけばいいでしょうけれども、こういったものは前もって証人のほうにもお渡ししておくわけですから、証人が全部覚え切れなくてどうかなというときに、振り返ってどうだったかということについての確認というふうな形になるんじゃないでしょうかね。それは、やってみないとわかりませんが。

ほそだ委員。

○ほそだ伸一委員 秋本委員の言う、事前に質問書は配られているわけであると同時に、御本人のことですから、そのまま答えられてしかるべしかなというふうに考えます。ただ、高坂委員、石原委員が言うように、それが数値化されて明確になるものに関しては、そういう補助員の同伴というんでしょうか、同行も検討してもいいかなと、そのように考えます。

○松井 努委員長 副委員長。

○越川雅史副委員長 まず、資料の持参ということなので、それでは一覧表か何か事前に提出していただく形で、9日の前に皆に見てもらって合意した上でというのであれば、スムーズに行くのかなというところと、あと、補助者の同伴で、補助者を補助する者ということですから、例えば、助言を得るのはあくまで補助者に限るということで、補助者を補佐する者にまで助言を求めちゃうと、またこれは補助者が2人とかという疑義が生じると思うので、そのあたりを認めるのであれば明確に整理する必要があると思います。

○松井 努委員長 今私が聞いている限りにおきましては、補助者の補助者というのは、資料が膨大なものであるとするならば、こういうのがかかり出したときに、補助者に対して資料をあらかじめ開いておいて、聞かれたらこれですよと渡して、補助者が証人のほうに伝えるというような意向を聞いておりますから、私としますと、早くそういうふうにスピーディーにやってくれば時間の短縮にはなるのかなというふうなこともありましたので、一応話を聞いたというようなことです。

それともう1つ、今、何でしたっけ、一覧表を。

○越川雅史副委員長 資料は一覧表、要は、どんな資料を持ち込むかによって、原則いけないものが皆さん気になっているわけですから。

○松井 努委員長 でも、それはちょっともう時間がないので。

〔越川雅史副委員長「……の伝票ですとか」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 時間がないので、きょうはもう2日ですから、9日までの間に皆さんのほうに諮るとするならば、9日の日に来たときに、こういう資料を持ち込んでおりますけれども、それでいいですかという諮り方しかできないですね。

〔越川雅史副委員長「それでいいんじゃないですか」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 それでいいですか。それでよければ、では、持ち込む資料の一覧表を前もって補助者を選任して出すときに一緒に出してもらいたいと言えいいですか。そういうふうにしたらいいいですね。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 すいません、ちょっと私の理解力不足で申しわけないのですが、そうすると、小泉議員は事前に書類を提出するということになるのですか。それとも、当日持ってきた書類の許可を、決裁を諮るということによろしいですか。

○松井 努委員長 一応、今の話しぶりですと、当日補助者願を出す、書類を出してもらいますから、当日持ち込む大体の内容の一覧表を一緒に提出しておいてもらって、それはその当日、私が委員会が始まる時に、こういうものの一覧表をいただいておりますので持ち込むというふうになりましたと皆さんにお諮りして、いいですかと確認をとったら、それで一応それについては確認はおしまいということですね。

稲葉委員。

○稲葉健二委員 委員長の判断で、そのとおりでいいと思うんですけども、逆に言えば、一覧表でだめなものって何なんですか、逆に。そこが、例えば持ち込んでいけないものという理解というのは、例えば、参考資料の中でこういうものはだめなんだというものが、私にとっては理解ができない。私たちが判断する上の話。

○松井 努委員長 副委員長。

○越川雅史副委員長 何か模範答弁例みたいな感じの、カンペみたいになっちゃうと疑義が生じるんじゃないかなということで、あくまで生資料というか、そういうイメージなのかなということです。

○松井 努委員長 これに対する答えみたいなやつ。

〔本人は読めない〕と呼ぶ者あり〕

○越川雅史副委員長 だから、読めないにしても、相談に行つてこういうふうにするというのに、多分心配があるんじゃないかなと僕は感じたところです。

〔「持ち物検査しているわけじゃないから……」と呼ぶ者あり〕

○越川雅史副委員長 ただ、持ち込めないものを。だから、原則資料の持参は認めないとなっているものを例外的に認めるわけですから、だったら認めないみたいな話になっちゃいそうだから、じゃ、一覧表で納得感のあるものでいいんですかと言っただけなのに、そこまで言うんだったら別に認めないという話でも、原則論になっちゃいますよ。

○松井 努委員長 はいはい、鈴木委員。こういうふうにご考慮ください。一応、それでは一覧表を、補助者の名前を出すときに一覧表を、どういった資料を持ち込むかということについては添付してもらいます。それで、皆さんのほうにお諮

りいたします。こういったものを持ち込んだと。ついては、その中でまずいもの
がもしあるという疑義があるならば、その場で意見を陳述していただいて、まず
ければその部分は、皆さんがどうしてもだめだと言うのだったら、そのものは。

というのは、今、稲葉さんが言ったように、何を持ってくるかわからないし、
まだ何をと聞いていないしわからないので、それはやっぱりわかりませんので、
当日ということになりますね。

では、それで一応御了解ください。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 石原委員。

○石原よしのり委員 私は、原則まずいんじゃないかと言いながら認めるという
ことですから、もう1回条件じゃないですけども、前提を確認していただきたい。
これはスムーズに答えるためであって、できるだけ早く答えるためであって、
言葉は悪いですけども、相談してこんなことを答えたら危ないんじゃないかと
かというような変な相談のための資料ではなくて、それをきちんと正確に答える
ために、なるべく早くやるためという前提で、こういうことで認めますよという
ふうに、それをぜひ。

○松井 努委員長 だから、どちらにしましても、一応証人の後ろに補助者は座
ってもらいますから、証人から補助者に、幾ら小声といたって近くにいる人は
聞こえるわけだから、あからさまに何か答弁するものを一生懸命ジャッジを仰ぐ
ということに終始したならば、それはちょっと、何かそれはちょっと余りにも全
部、言葉は証人が話したにしても、全部補助者が話したみたくなっちゃうわけ
ですからね。それは、そういうことが見受けられれば、委員長としては注意しな
きゃいけないでしょうけれども。ただ、そうはいっても、やはり何回も言います
ように、私たちは警察の司法じゃありませんから、やはり同じ議員が議員をここ
まで明らかにするためにやった委員会ですから、目くじらを立てて、これは抵触
するからいいとか悪いとかと、そういうところまで発展しますと、やはり少し行き
過ぎかなという感じがしますので、私からしますと、別に補助者がいようが資料
をいっぱい持ってこようが、尋問して答えることは同じことしか答えられないん
じゃないかなという気がするんですよね。ですから、一応それからその辺のとこ
ろはひとつ、始まってみて余りひどいようであれば注意をするというふうなこ
とで御理解ください。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〔越川雅史副委員長「その前に資料の持参」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 はい、わかった。やります。

前後しまして、私がまだ全然きちんともんでいない、諮っていないことがございます。

まず、正式な補助者同伴願はまだ提出されておりませんが、提出された場合は許可することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 それでは、小泉文人氏より補助者同伴願が提出された場合は許可することにいたします。

その場合、次回委員会の冒頭に御報告させていただきますので、御了承ください。

次に、一覧表を出していただくのを条件に、補助者の資料の持参を認めることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松井 努委員長 挙手全員であります。よってそのとおり決しました。

すいません、ちょっと休憩いたします。

午後 2 時28分休憩

午後 2 時32分開議

○松井 努委員長 再開いたします。

申しわけないんですが、先ほど資料の一覧表というようなお話をしたんですが、なかなか線引きが難しく、何がいいとか悪いとかと言い切れない部分もありますので、こちらのほうから証人のほうに、この尋問に関する関係書類というもののだけを持ち込んでもらいたいというところでとどめたいと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 では、そのようにさせていただきます。

○松井 努委員長 次に、補助者を補佐する者の同伴についてであります。

証人出頭において、補助者については証人 1 人につき 1 人とするとされておりますが、この取り扱いにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、補助者の補助をすることによってスピーディーに資料とか何かについて、それを調べたものを補助者にするために、アシスタント的にもう 1 人同伴したいということでございます。

つきましては、その補助者を補佐する者の資格について、先ほど石原委員のほうからちょっとお話がありました。ああ、ごめんなさい、秋本委員と三浦委員のほうからございました。今のところ、聞いている範囲におきましては、やはり補助者も弁護士で、補助者の補助者も弁護士であるというふうに伺っております。

それを踏まえて、補助者の補佐をする者の同伴を認めることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○松井 努委員長 では、ちょっと話がわからなかったみたいですね。

補助者は、証人に対して1人はもう決まっておりますね。それプラス、先ほど言いましたように、資料が膨大になる可能性があるので、その補助者の補助者を、アシスタントをもう1人つけたいと。要するに、補助者が2人にしてもらいたいという申し出があるんです。つきましては、それについて御意見を伺います。

[越川雅史副委員長「伺った結果、資格の話が」と呼ぶ]

○松井 努委員長 そのときに資格の話が出まして、もう1人もどういう資格かと言いましたので、今言いましたようにもう1人も、だから、要するに弁護士が2人同伴したいと。

○石原よしのり委員 私は、資格よりも何よりも役割だと思うんですね。だから、補助者には相談をできるということだと思うんです。だから、補助者の補助者というのは、先ほど言った資料をそのときに合わせて提出して、補助者に差し出す方という御理解であれば、例えば、補助者の補助者には相談をしないとか、補助者もですよ。補助者もこちらの方と2人で、弁護士2人がどうしたらいいという相談をしてアドバイスをするのじゃなくて……。

○松井 努委員長 ああ、それはだめです。

○石原よしのり委員 そういう意味で、補助者の補助者は単に……。

○松井 努委員長 そういうふうには聞いておりません。

○石原よしのり委員 ぱぱぱぱっと資料をつくって補助者に出すという……。

○松井 努委員長 資料をスピーディーに出すために。そうですね。

○石原よしのり委員 そういうことであれば、私は資格については弁護士でも構わないのかなと思うので、その役割だけきちんと制限というか、御指示いただければなと思っております。

○松井 努委員長 ほかにはどうでしょうか。公明さんはどうですか。いいですか。

それでは、今言ったとおりでございますので、補助者を補佐する者の同伴を認

めることに賛成の……。

〔越川雅史副委員長「それで、助言はしちゃいけない」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 当然そうそう。それは本当に。

〔越川雅史副委員長「資料の整理に徹すると」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 わかったわかった。今、石原委員のほうからの話がありましたとおり、補助者の補助者は助言をしたり、そういうような役割ではなくて、資料をただスピーディーに出すために補助者に渡す役目であるということが前提ということでもあります。ですから、証人とアシスタント的なもう1人の補助者が話をするようなことはないし、補助者同士が話をして、また話をして伝えるというような役割ではないということが前提で、補助者を補佐する者の同伴を認めることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松井 努委員長 賛成全員であります。よってそのとおり決しました。

○松井 努委員長 次に、鈴木啓一氏に出頭を要求する日時について御協議願います。

本件については、8月17日に開催した会議において出頭を求める日時を御協議いただいたところですが、鈴木啓一氏からの回答は、小泉文人氏の出頭日時と重複したため、改めて日時を設定する必要があることから、御協議を願うものであります。

そこで、委員長といたしましては、鈴木啓一氏に対し出頭を求める日時を11月9日、10日の間で設定したいと考えておりますが、皆様の御意見を伺います。9日が月曜日で10日が火曜日です。月、火です。

〔「済みません委員長、11月9日から11日まで視察が入っています」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 ああ、そうですか。自民党のほうで、会派が。9日からいつまで。

〔佐藤ゆきのり委員「9、10、11まで」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 9、10、11。

〔「佐藤さんだけ……」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 2人だもんな。

〔佐藤ゆきのり委員「5人しかいなくて2人出ている。議長もか」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 いやいやいや、それがもう前もってわかっているんならば、特別に皆さん、皆さんのほうが、誰にも通知していませんから、これは変更して

もいいんでしょう。

ちょっと休憩いたします。

午後 2 時39分休憩

午後 2 時40分開議

○松井 努委員長 再開いたします。

それでは、委員長といたしましては、鈴木啓一氏に対し出頭を要求する日時を11月の12日木曜日、13日の金曜日の間で設定したいと考えておりますが、皆様の御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 お諮りいたします。鈴木啓一氏に対し出頭を要求する日時については、11月12日の木曜日、13日の金曜日の間で設定したいと思います。これに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松井 努委員長 挙手全員であります。よってそのとおり決しました。

なお、鈴木啓一氏の出頭可能な日時が決定した場合、証人出頭要求の議決をすることになります。

このことについては、10月9日の小泉文人氏に対する証人尋問を行った後に議題とし、議決したいと思いますので、あらかじめ御了承願います。

金子委員。

○金子貞作委員 今の鈴木啓一さんのやつはまあいいんですが、そのほかの証人尋問と参考人の関係は、大体ある程度いつごろとか、その辺決めてもらったほうが、年末いろいろあるので、その辺の見通しをちょっと協議してもらいたいと思うんですけども。

○松井 努委員長 ごもつともでございまして、そのこともございまして、それは一応今から事務局のほうから鈴木啓一さんのほうに日にちを当たっていただきまして、その了解がとれた段階で、10月9日の委員会の後に日程的に設定できれば、皆様にまたお諮りさせていただいて、できれば11月中に何とかほかの4人の方の証人、参考人の日時も決定したいというふうに思っております。よろしいでしょうか。

〔金子貞作委員「はい」と呼ぶ〕

○松井 努委員長 どちらにしましても、鈴木啓一さんのほうの、まず最初に証人が2人でございますので、その片方の1人につきましてもやっぱり出てきてもらった後でないと、そのほかの方たちのほうはちょっとまずいのかなということ

がありましたので、そういうふうな段取りになると思います。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 次に、7月17日の鈴木雅斗委員の議事進行に関する件についてであります。

この件につきましては一応保留という状態にしてございましたけれども、百条委員会の証人尋問ということも控えておりますので、きょう議題として取り上げたいと思います。

鈴木委員、発言をいたしますか。どうぞ、発言どうぞ。

○鈴木雅斗委員 (聴取不能)

○松井 努委員長 ええ、議事進行につきましては鈴木雅斗委員のほうからのごとでございましたので、お考えを申し述べてください。

○鈴木雅斗委員 委員長、発言の許可のほうをありがとうございます。こちらの発言に関しては、いわゆる2文字のやはり不適切な表現、馬と、秦の始皇帝の2代目の、にのっとして、馬と鹿を間違えたことが由来になってできた2文字の侮辱語でございます。こちらに該当する不適切な発言を、第1回目の特別委員会のほうにやじという形で言われまして、その件に関して調査をお願いするという形で議事進行のほうを出しておりました。

こちらの件に関して、委員の方でもやはり該当の発言を聞いていらっしゃったという方も何人かいらっしゃいまして、その上で、私個人的に調査するのと同様に、そのことが、言った方が良心の呵責にとらわれて私のほうに一言言ってこないかというふうに思って、この3カ月間待っておりました。しかしながら、そういった私がやりましたという話は残念ながら一切聞かず、こちらの発言の趣旨というものは、私がやはり小泉議員に対して、鈴木啓一元議員に対して、憲法上の権利を保障する委員会であってほしいという趣旨の内容で質問したことでございます。その中で、やじとして該当の言葉が飛んできました。

こちら、私が懲罰委員会にかけられた際の弁明に申し上げた文を抜粋しますと、会議規則第150条には、品位の尊重として、議員は、議会の品位を重んじなければならないとあり、地方自治法第132条には、品位の保持として、議会の会議または委員会においては、議員は無礼の言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論をしてはならないとあります。

この2文字の言葉、不適切発言というものは、これは新人議員の私として愚弄するものであり、とてもじゃないですが許されるものではありません。そして、

私個人のほうで調査のほうも続けてきましたが、やはりこの2文字の不適切発言はあるというふうに思っております。

今後の件なのですが、やはり調査のほうを実施した上で、こちらの2文字に関しては明白な侮辱の意図があったというふうに私のほうは解釈しております。なので、こちらの件に関しては、司法も含めた関係各所との協議も含めまして調査を継続した上で、その上で結論を出していきたいというふうに思っております。

委員長、発言の許可をありがとうございます。

○松井 努委員長 ただいま鈴木委員のほうからそのような発言がございました。

委員長といたしましては、たまたま私の年のせいで耳が遠くなったのかどうかわかりませんが、私はその不穏当発言につきまして確認ができませんでした。なおかつテープのほうも確認をいたしましたけれども、正副委員長で聞いたところ、それも確認ができませんでした。

しかしながら、鈴木委員以外にもそういう言葉が聞こえたというような発言もございました。ただ、大分時間もたってまいりましたし、百条委員会の最終的な尋問も始まるわけですので、この問題につきましても終結をしなきゃならないというふうに私としては思っております。

そこで、特定ができない状態ではございますので、委員長といたしましては、今後百条委員会が今からまた続いていくわけですので、特に大変大事な委員会でもございますので、各委員におかれましては、今後言動には十分注意をしていただきたいということをお伝えしたいと思っております。

また、鈴木委員におかれましては、そのように聞こえたということでもございますし、いろいろな調査もされたようでございますけれども、予算の関係もございまして、また、二次的なこともございますので、この委員会の鈴木委員の議事進行に関しましては、今私が皆様に注意をさせていただきましたので、できることならば了解いただきたいということでございます。

はい、どうぞ。鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 委員長の的確な議事整理権並びに秩序維持権行使の上で、やはり言動に関して委員会内で注意をしてくださったことに関して、私は非常に評価をしております。これを申し上げて、今回委員長の報告に従わせていただきます。

○松井 努委員長 ありがとうございます。よろしくお願いたします。

ただいまの不規則発言については、委員会条例第30条の委員長の記録作成権で議事録を整理させていただきたいと思っておりますので、御了承を願います。

○松井 努委員長 以上で政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する特別委員会を散会いたします。

午後 2 時50分散会